



沖 地 最 審 第 5 号
令和 7 年 8 月 26 日

沖縄労働局長
柴田 栄二郎 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会 長 上江洲 純子

沖縄県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 1 日付け沖労発基 0701 第 1 号をもって貴職から諮問のあった沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、別紙 2 のとおり令和 5 年 10 月 8 日発効の沖縄県最低賃金（時間額 896 円）は令和 5 年度の沖縄県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、当審議会として、政府等に対し別添のとおり付帯決議するので、格別の対応を強く要望する。

沖縄県最低賃金

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,023 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 1 日

沖縄県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 沖縄県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 896 円
- (3) 発 効 日 令和 5 年 10 月 8 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 5 年度
- (3) 生活保護水準 (令和 5 年度)
生活扶助基準(第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費)の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (95,928 円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額 (注) と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1 箇月換算額

$896 \text{ 円 (沖縄県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \times 0.807$
(可処分所得の総所得に対する比率 (※)) = 125,669 円

(※) 令和 7 年 7 月 22 日、中央最低賃金審議会の「令和 7 年度第 2 回目安に関する小委員会配布資料」に示された比率。

- (1) 今年の審議にあたって、当審議会から中央最低賃金審議会及び厚生労働省に対し、引上げ額の目安を算出した具体的な根拠について照会したが、明確な回答を得ることができなかった。最低賃金法第9条第2項に定める法定3要素のデータが不十分となると、地方の審議会ですべて自主性を発揮した十分な議論を行うことができない。

今後、中央最低賃金審議会が引上げ額の目安を提示するに当たっては、明確な根拠・具体的なデータに基づく納得感のある提示を行うことを強く求めるとともに、参照すべき地域別の統計データを、地方最低賃金審議会の求めに応じ、確実に提供して頂くことを要望する。

- (2) 政府は最低賃金について、「2020年代中に全国加重平均を1,500円となることを目指す」としているが、この方針に沿って毎年大幅な引上げが続くと、特に、労務費を含む価格転嫁の状況を踏まえると、最低賃金引上げの影響を大きく受ける地方の中小企業・小規模事業者は、改定への対応が年々厳しくなっている現状にある。

特に、最低賃金発効までのプロセスについて、現状では、①結審から発効日までに価格転嫁をするための準備期間が足りない場合があること、②公契約について、最低賃金改定に伴う契約の改定が翌年4月になることがあり、最低賃金改定に伴う人件費上昇分が赤字要因となり得ること、③社会保険に加入していない非正規職員による就業調整が生じた場合の人員不足の問題、④最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時の計画の策定等に相当な期間を要し、助成金の支給までの期間が長期化することなど、中小企業・小規模事業者にとって多くの課題が顕在化している。

このため、最低賃金引上げの原資の確保に向けての各企業の十分な準備期間を確保するため、最低賃金の発効日を、年初めまたは年度初めなどの指定日発効とすることを強く要望するとの使側の意見がある。

その一方で、地域別最低賃金の発効日については、労使交渉による賃上げの手段をもたない未組織労働者をはじめとする社会の隅々に春闘等における賃上げ結果を速やかに波及させるため、10月の早い段階で発効すべきとの労側の意見もある。

これら発効日に関する労使双方の意見を踏まえると、国及び中央最低賃金審議会においては、指定日発効のあり方について、地方最低賃金審議会に議論を委ねるのではなく、発効日を定めた法14条2項の趣旨及び解釈指針を明確に示し、必要に応じて法改正も視野に入れた検討を直ちに行うべきであり、その旨強く要望するものである。

- (3) 国に対し、中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる取引環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月、中小企業庁)に基づく、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の更なる実効性強化を図ることを求める。

また、価格転嫁対策を事業者間取引の分野だけでなく、対消費者分野においても徹底するため、最終消費者である国民に広く価格転嫁への理解を求めるなど、賃上げ原資の確保につなげる取組みを継続的に実施し、中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境整備を行うよう要望する。

- (4) 国に対し、最低賃金の引上げの影響を大きく受ける業種の生産性向上支援など、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 カ年計画」に基づき、実効性のある施策を実施するよう要望する。

また、生産性向上に取り組んだ場合に支給される「業務改善助成金」や非正規雇用労働者の処遇改善の取組を実施した事業者に対して支給される「キャリアアップ助成金」については、申請から助成金の支給までの期間の長さが指摘されているところである。このため、その利活用の促進と周知の徹底に取り組むとともに、手続きの簡素化等により、助成金の支給までの期間の短縮に努めるよう要望する。

- (5) 公契約については、参考人招致等において、最低賃金改定後の労務費上昇分を反映した契約の時期が、新年度の予算措置後の翌年 4 月になるなどの事例報告があったところである。

このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが過去最高の 71 円となったことを踏まえ、公共調達契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議するとともに、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう受注者の申出に速やかに対応し、これを徹底するよう求める。